

[別 紙 2]

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

申請者氏名 赤 池 慎 吾

公益上必要な森林を保全するために、森林利用に制限を加える制度は、日本の近代法制においては明治 30 年森林法保安林制度により確立をみたが、類似の制度又は慣習は既に幕藩期において遍在していた。これら制度慣習の一部は、明治に入り禁伐林、風致林又は伐木停止林となり、それらは明治 30 年森林法保安林制度により「従来保安林」として普通保安林と区別され引き継がれ、現在に至っている。

本論文は、これらの制度慣習が、近代保安林制度にどのように継承され、実際の政策・施策においてどのように取り扱われたのかを明らかにし、森林の公益性がいかんにして展開してきたのかを考察する。

第 1 章では幕藩制社会における公益的森林であった田山及び屏風山を取り上げ、その成立過程と森林の公益性の特質を考察した。

領主は、農業生産力向上の要件として、新田開発の推進と用水の確保が必要であり、「新田風除」を目的とする屏風山及び「用水」を目的とする田山の造成に積極的であった。農民側からは、共に救荒備林的性格を備えているものの、屏風山は藩の命による賦役的側面が強く、田山は水源を自らの支配とすることを目的に村が自主的に申請した点に成立の特徴がある。このように、共に救荒備林的な性格があり、田山についてはその成立要因から受益者と管理者が重複するという特徴を指摘した。

第 2 章では、近代保安林制度への継承・展開過程を、[第 1 期:1876～1882]官林・官有林野の形成、[第 2 期:1883～1897]官林解放運動の展開と明治 30 年森林法制定、[第 3 期:1899 以降] 国有林野法制定とその後の展開、に時期区分した。

[第 1 期] 田山及び屏風山は、1876～1881 年に行われた官民有区分により禁伐林に編入され、地盤は国有に帰したが、用益権は農民に継承され官地民木の形態となった。

[第 2 期] 田山及び屏風山は、森林の公益性ゆえに住民の使用収益権は無償貸付された。屏風山は 1889 年に「屏風山保護繁殖取締規約」が許可され、関係町村による自主管理の下に置かれ、田山は各村による管理が継続された。どちらも明治 30 年法公布により、「従来保安林」として保安林制度に継承された。

[第 3 期] 1899 年に国有林野法が公布され、国有林経営が本格化する中、田山については、1899～1918 年に約 70%の保安林解除がなされた。その要因は、明治年代においては保安林調査に基づき、大正年代では官地民木の形態を解消するため又は有償貸付に移行す

るためであった。一方、屏風山では、保安林解除はなされず、1912年に前述の取締規約の解散をし、地元農民による自主管理の取組が終了した。明治40年改正森林法により「従来保安林」の施業要件が大幅に緩和され、救荒備林的性格は平時の農民の使用収益権を擁護することとなり、一部で荒廃を誘起する結果となった。

第3章の事例研究では、明治期以降の関連資料が残されている、1) 鱒ヶ沢町黒森部落の田山、2) 五所川原市旧七和村の田山、3) つがる市広岡部落の屏風山、を取り上げた。

1) 官地民木の形態が平成に至るまで継承された要因として、黒森は小規模な山村であり、官地民木の多くが解消された昭和30～40年代において地盤を払い受ける経済的な余裕がなかったこと、木炭生産原木を薪炭共用林野から安定的に享受できたので、田山に対しては水源涵養を優先し、地盤所有を必ずしも必要としなかったことを指摘した。

2) 1895年の管理規定には「伐木停止」が規定され、近世からの救荒備林的性格が継承されていたが、戦後、マツ材の払下が行われ、保安林の施業要件の許す限りにおいて区有財産の分配が行われ、木材収益重視に転換した。

3) 薪材の利用は参加者全員で伐採採取し、その場で原則均等に配分がなされていた。現在は認可地縁団体を組織し、保安林の目的を妨げない範囲で皆伐・更新が行われ、伐採収益は区費として用いられている。

終章では、近代保安林制度のもとでは利用規制は緩和され、非常時のための救荒備林であった「従来保安林」が日常的な生活水準の継続的維持をもたらすものとなったこと、屏風山の「新田風除」は、近代保安林制度に適合し、保安林解除をうけることなく施業要件の許す範囲において伐採利用がなされたことを指摘した。

一方、田山の「用水」の確保は、管理者＝受益者という性格があり、所有者以外の利害のために特別の管理を必要とする近代保安林制度と齟齬を来し、保安林解除がなされたことを指摘した。

要するに本論文は、近世の公益的森林が、近代において「従来保安林」として継承されたものの、救荒備林的性格は日常的な生活水準の維持に変化したこと、受益者と管理者を異にする近代保安林とは齟齬を来すものがあることを歴史的、事例的に明らかにしたもので、学術上・応用上貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士(農学)の学位論文として価値あるものと認めた。